

監 査 公 表

多監公第 7 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和4年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和4年7月4日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和4年5月11日～令和4年6月13日	議 会 事 務 局

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 帳簿書類の記載整理保管は適切に行われているか
- (5) 契約事務は適正に行われているか
- (6) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【議会事務局】

1 指摘事項

該当なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 8 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和4年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和4年11月14日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和4年10月4日～令和4年11月11日	総務課
令和4年10月4日～令和4年11月11日	選挙管理委員会事務局
令和4年10月3日～令和4年11月11日	財政課
令和4年10月3日～令和4年11月11日	防災安全課
令和4年10月3日～令和4年11月11日	総合政策課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか

- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【総務課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【選挙管理委員会事務局】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【財政課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【防災安全課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【総合政策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 9 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和4年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和4年12月6日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和4年10月18日～令和4年11月25日	税 務 課
令和4年10月17日～令和4年11月25日	会 計 課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (7) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (8) 法令等に従って適正に執行されているか
- (9) 事務処理は適切に行われているか
- (10) 契約事務は適正に行われているか
- (11) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認

及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【税務課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【会計課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和4年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和4年12月19日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和4年10月25日～令和4年12月12日	情 報 課
令和4年10月27日～令和4年12月12日	都 市 計 画 課
令和4年10月26日～令和4年12月12日	市 立 病 院

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【情報課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【都市計画課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【市立病院】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和4年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和5年1月4日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和4年10月27日～令和4年12月26日	農 林 課
令和4年10月27日～令和4年12月26日	農業委員会事務局
令和4年10月26日～令和4年12月26日	建 設 課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【農林課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【農業委員会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【建設課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和4年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和5年3月1日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和5年1月16日～令和5年2月21日	教育委員会 学校教育課
令和5年1月17日～令和5年2月21日	教育委員会 教育振興課
令和5年1月16日～令和5年2月21日	商 工 観 光 課
令和5年1月13日～令和5年2月21日	人権・同和対策課
令和5年1月6日～令和5年2月21日	国民スポーツ大会推進課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか

(5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【学校教育課】

1 指摘事項

令和3年度多久市義務教育学校研究事業委託料について

これまで義務教育学校研究事業を行う経費として視察旅費、研修会の講師謝金、研究冊子印刷代などが計上されていた。コロナ禍で視察、研修会が行えなかったため、委託料(475,000)のうち、備品として55型液晶テレビ他全部で54件(360,132円)を購入したということだが、備品購入の予算は別にあり、備品購入に充てるべきではなかったものである。事業を行う上では年間事業計画及び予算書を作成し、適正に執行されたい。

2 注意を求める事項

該当事項なし

【教育振興課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【人権・同和対策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【国民スポーツ大会推進課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和4年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和5年3月15日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和5年2月3日～令和5年3月10日	市民生活課
令和5年2月6日～令和5年3月10日	福祉課
令和5年2月7日～令和5年3月10日	健康増進課
令和5年2月6日～令和5年3月10日	地域包括支援課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか

- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【市民生活課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【福祉課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【健康増進課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【地域包括支援課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 3 号

地方自治法第199条第7項の規定により令和4年度財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

令和5年3月1日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和5年1月13日～令和5年2月21日	株式会社 図書館流通センター

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和5年1月13日から2月21日まで

3 監査の対象

団体 : ㈱図書館流通センター

所管課 : 教育振興課

4 監査の項目

公の施設の管理（指定管理者）にかかる出納その他の事務

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。
この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【㈱図書館流通センター】

1 指摘事項

[事業報告（収支報告書）について]

総勘定元帳、小口現金出納帳、通帳他関係帳簿を確認したところ、収支報告書に数か所誤りが認められた。内容としては支出として（項目）事業費（内訳）イベントとして前年度の寄席講師料、長崎市立図書館の寄席キャンセル料が計上されていたこと、現年度の寄席講師料の誤り、また、（項目）人件費（内訳）消費税及び地方消費税の誤りである。

また、収支報告書と総勘定元帳と小口現金出納帳において（項目）、（内訳）の扱いが統一していないものが認められた。

十分に精査を行い、早急に再提出をされたい。

[収納事務執行体制の整備について]

小口現金の管理について立替え払いを行うなど不適切な事案、収納事務に係る帳簿に不備が散見された。

これは日々の収支等について複数人によるチェックを行っていないなど、基本的な収納事務執行体制が整備されていないことによるものである。

財務の正確性を担保し、チェック体制を整備されたい。

[管理運営に関する協定等に定める業務の履行について]

指定管理業務に関する協定書や基準書において、指定管理者が行う業務とされている事項で実施されていない事案が見受けられたことから基本協定書等の規定を順守されたい。

基準書

3 施設の運営に関する業務

(2) 自己評価等の実施

①利用者満足度調査の実施…未実施

②自己評価の実施 …未実施

早急に実施すること。

[備品管理について]

図書の除籍については、4月10日から10月20日まで2,068冊、10月21日から3月30日まで471冊の除籍が報告されているが、除籍理由については明確にし、保存されたい。

2 注意を求める事項

該当事項なし

【所管課：教育振興課】

1 指摘事項

[事業報告書（収支報告書含む）について]

協定書では、指定管理者が事業年度終了後30日以内に事業報告書（収支報告書含む）を市に提出し、その承認を得なければならないとなっている。事業報告書（収支報告書含む）は提出されてから課長、教育長までの回覧で終わっており、委託内容の検査確認は行われていなかった。委託業務の成工認定については市長（3,000万円以上の場合）まで決裁を受けるものであった。事業終了後は事業報告書（収支報告書含む）の検査確認を行い、成工認定について市長まで決裁を受けること。収支報告書に数か所誤りが認められたので早急に再提出をするように指導を行っていただきたい。

指定管理者の収納事務執行体制が未整備であることについて指定管理者の管理運営業務に対する所管課の認識が不十分であったことから、その状況が看過されて

いたのではないかとと思われるので、今後は適切な状況把握を行い、指導をされたい。

[指定管理者の業務]

指定管理業務に関する協定書や基準書において、指定管理者が行う業務とされている事項で実施されていない事案があった。

今後は指定管理者の管理運営の状況を的確に把握し、協定書等の履行確認を行うとともに、必要に応じて指導を行うなど、指定管理者の管理監督を適切に行われたい。

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 5 号

地方自治法第199条第7項の規定により令和4年度財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

令和5年3月15日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和5年2月6日～令和5年3月10日	一般財団法人 学校給食振興会

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和5年2月6日から3月10日まで

3 監査の対象

団体：一般財団法人 多久市学校給食振興会

所管課：学校教育課

4 監査の項目

公の施設の管理（指定管理者）にかかる出納その他の事務

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【(株)図書館流通センター】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【所管課：教育振興課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし